

## 1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

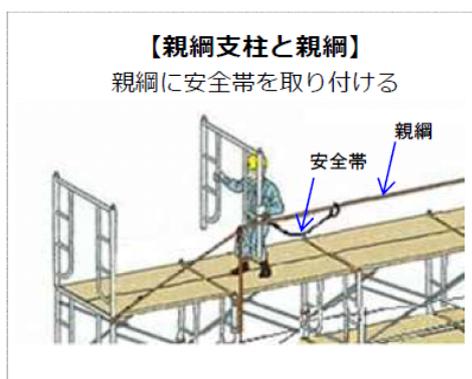
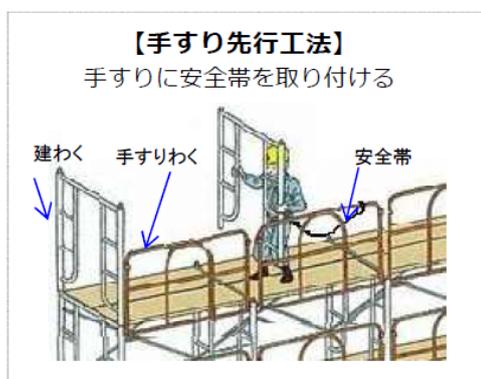
(1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全带取付設備の設置など  
つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更  
する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次  
の措置がいずれも必要です。

- ① 困難な場合※<sup>1</sup>を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ② 安全帯を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全帯を使用させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や 昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けると、つり足場の組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときを含みます。

### 安全帯を安全に取り付けるための設備（安全带取付設備）

安全带取付設備とは、安全帯を適切に着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適切な位置に安全帯を取り付けることができるものことで、このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親網が含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合もあります。



- ▶ 墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。  
足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

#### <留意点>

安全带取付設備などを設置し、労働者に安全帯を使用させる措置と「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）によって設置した防網を設置することが含まれます。

## (2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

## 2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

**平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。**

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

### 特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間	時 間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3 時間	1 時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1 時間30分	45分
4 関係法令	1 時間	30分

### ▶平成27年7月1日現在、業務に就いている方◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができます。

## 特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。  
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

### 3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

**建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。**

- ※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事を終了するまでの間、保管してください。
- ※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

#### <留意点>

##### 足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

##### 作業構台の場合：

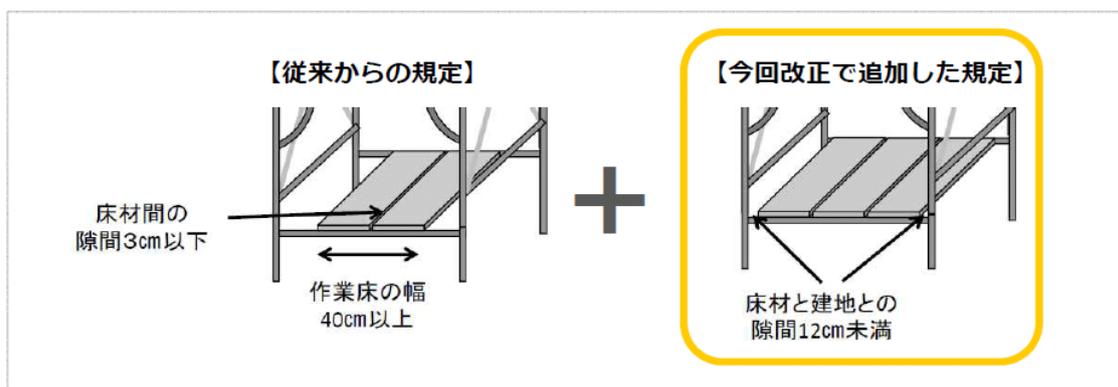
「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中棧等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

## 4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶安衛則第563条

### (1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



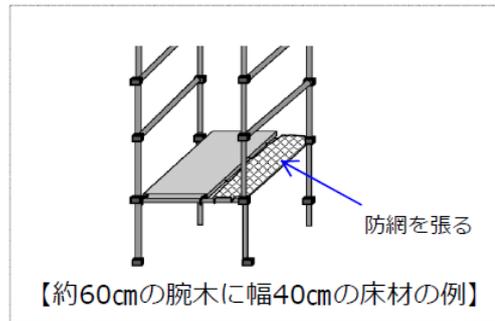
※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

#### <留意点>

- ①床材が片側に寄ることで12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

#### ▶この規定が適用されない場合◀

- ①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
  - ②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合
- 上記①、②の場合に、**建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のもの**でふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。



### <留意点>

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

### －経過措置－

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

## (2) 足場用墜落防止設備※を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の2点を追加しました。

- ①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、**関係労働者以外の者の立入を禁止**すること。
- ②作業の必要上、臨時に足場墜落防止設備を取り外したときは、**この作業が終了した後、直に取り外した設備を元の状態に戻さなければならない**こと。

※ わく組足場（妻面に係る部分を除く）については、

①交さ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の棧もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく

わく組足場以外の足場については、

①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の棧またはこれと同等以上の機能がある設備（中棧等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ)と作業構台でも必要です。

### <留意点>

- ①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で行う人と作業を指揮する人が含まれます。
- ②「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、随時点検してください。

## 5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重）を超えないときは、鋼管を2本組とする必要はありません。

### <留意点>

- ①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。
- ②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの緊結部を溶接することによって、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

# 足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

## 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

### 1 足場の組立図を作成しましょう

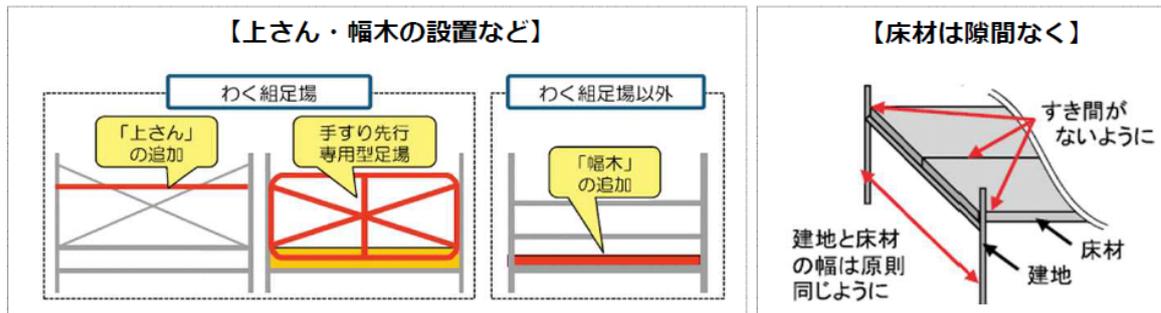
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実に行いましょう。

### 2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

### 3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
  - ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置  
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。
  - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

### 4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

- (1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。
- (2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

### 5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正安衛則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

足場からの墜落防止対策 強化

検索

# 18 斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン

## 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの概要

### <趣旨・目的>

- ① 中小規模の道路工事、砂防工事等の地山の掘削作業では、十分な地質調査がなされておらず、施工開始後に設計図書が地質状況を反映していないことが判明する場合がある。
- ② 掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながる場合がある。
- ③ 点検により斜面の状態を的確に把握すること、工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性を共有することが重要。

### <適用範囲>

中小規模（掘削高さが概ね1.5から10メートル）の斜面掘削工事における以下の作業  
 設計者：斜面の設計作業  
 施工者：手堀り又は機械掘りによる斜面の掘削作業、擁壁工事等に伴う床掘型枠の組立・解体、床均し、丁張り、ブロック積み、コンクリート打設の作業等及びその施工管理

### <斜面掘削工事における点検等の種類と実施時期>

#### 設計・施工段階の点検

設計時、施行計画時、丁張設置時、掘削作業前、掘削作業終了時

#### 日常点検

毎日の作業開始前、毎日の作業終了時、大雨時、震度4以上の地震の後等

#### 変状時の点検

日常点検表で変状を確認した場合

#### 異常時対応シート

変状時点検表により変状の進行を確認した場合

### <設計者、元方事業者、関係請負人の点検、安全性検討関係者会議等に関する主な実施事項>

#### <設計者>

- ① 事前調査の実施
  - ② 点検者による設計時点検・確認者による確認
  - ③ ①②を踏まえた詳細設計
  - ④ 発注者からの参加要請を受けた場合の安全性検討者会議への参加
- \* 設計者とは、設計業務を外注した場合、当該設計業務を行う建設関連業者をいう。

#### <元方事業者>

- ① 掘削作業箇所の調査
- ② 点検者による日常点検・確認者による確認
- ③ 点検を踏まえた危険防止措置の実施
- ④ 施工計画書の作成・発注者への提出
- ⑤ 点検者による施工段階別点検・変状時点検・確認者による確認
- ⑥ ⑤を踏まえた斜面の状況に応じた措置の実施
- ⑦ 異常時対応シートの作成と発注者への報告

#### <関係請負人>

元方事業者と連携し、元方事業者に準じた実施事項の実施

上記実施事項の3者による連携と安全性検討関係者会議

凡例  
 設④：設計者の実施事項の④



日常点検表												
工事名	〇〇地区法面補修工事		点検箇所	No.250~No.255		施工会社	〇〇建設工業㈱					
設計・施工段階別点検書で確認された現象の有無			無 / 有 (その現象・特徴がある)									
1. この日常点検表は、斜面の崩壊を予防し、労働災害防止のために、斜面の安定性、土質の調査等を行うために使用する。 2. この日常点検表は、斜面的崩壊工事、掘削工事などの作業開始前、作業終了時、大雨時、中程度の地震の発生などに使用する。 3. 点検の結果、異常が生じた場合は、その箇所について「設④」を記入し、「異常時対応シート」を作成する。 4. 点検の結果、以下に示す項目に「〇」が記入された場合は、「異常時対応シート」を用いて変状の情報を記録し、必要な対応を行う。(注、①を除く)												
点検項目	点検項目											
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	備考
① 掘削面が下層と重なった	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
② 掘削面などに新たな亀裂が見つかった	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
③ 掘削面の崩壊などに伴って土が落下した	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
④ 掘削面の崩壊などに伴って土が落下した	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
⑤ 掘削面などに亀裂が見つかった	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
⑥ 掘削面などに土が落下した	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
⑦ 掘削面などに土が落下した	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
⑧ 掘削面などに土が落下した	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
⑨ 掘削面などに土が落下した	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
⑩ 掘削面などに土が落下した	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
※下記のとおり、点検項目の異常の有無は、〇が付いた場合は速やかに改善する。(変更により、異常時対応表には移行する必要はなくなる)												
備考	① 掘削時の土質の調査結果を記入する。 ② 掘削時の法面保護対策シート等に異常がある ③ 「設計・施工段階別点検書」のうち、特筆すべき現象が見つかった ④ その他											
点検者サイン	三田	三田	三田	三田	三田	三田	三田	三田	三田	三田	三田	
確認者サイン	田村	田村	田村	田村	田村	田村	田村	田村	田村	田村	田村	

# 「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則を改正します

施行日は平成28年1月1日 但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日

- 高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では作業床の設置を義務づけています。(安衛則第518条第1項)  
しかし、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合もあります。
- 過去には、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどによって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、今般、労働安全衛生規則を改正し、「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務づけられました。



## 「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。)  
(安衛則第539条の2より)

- ※ 昇降器具…労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であつて、作業箇所の上にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの
- ※ 身体保持器具…労働者の身体を保持するための器具

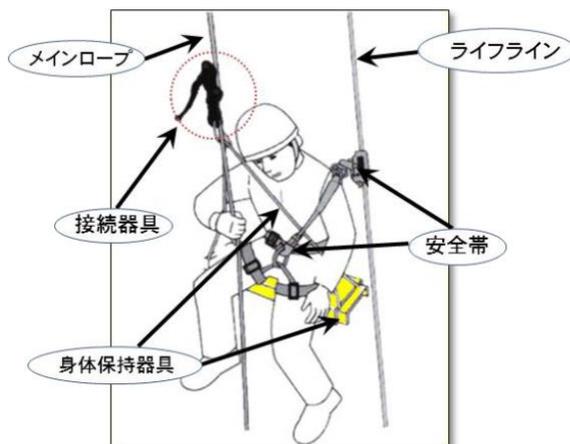
## ロープ高所作業における危険の防止のための規定

(平成28年1月1日施行)

### 1 ライフラインの設置

安衛則第539条の2

- ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設ける必要があります。  
なお、ライフラインとしてリトラクタ型墜落阻止器具を用いることもできます。



ビルクリーニング業務でのロープ高所作業の例



のり面保護工事でのロープ高所作業の例

## 2 メインロープ等の強度等

安衛則第539条の3

- (1) メインロープ等<sup>※</sup>は、十分な強度があり、著しい損傷、摩耗、変形や腐食がないものを使用する必要があります。

※メインロープ等とは、メインロープ、ライフライン、これらを支持物に緊結するための緊結具、身体保持器具とこれをメインロープに取り付けるための接続器具のこと

- (2) メインロープ・ライフライン・身体保持器具については、次の措置をとる必要があります。なお、これらの措置については、複数人で確認するようにしてください。

- ① メインロープとライフラインは、作業箇所の上方のそれぞれ異なる堅固な支持物に、外れないように確実に緊結すること



△ 支持物とメインロープとの緊結の例 △

- ② メインロープとライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さを有すること
- ③ 突起物などでメインロープやライフラインが切断するおそれのある箇所では、覆いを設けるなど切断を防止するための措置を行うこと
- ④ 身体保持器具は、接続器具を用いて確実に取り付けること  
なお、接続器具は、使用するメインロープに適合したものを用いる必要があります。

▼ 切断防止措置の例(巻き付け型養生)



切断防止措置の例(置き型養生) ▲

## 3 調査及び記録

安衛則第539条の4

- ロープ高所作業を行うときは、墜落または物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業を行う場所について、次の項目を調査し、その結果を記録する必要があります。
  - ① 作業箇所とその下方の状況
  - ② メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置、状態、それらの周囲の状況
  - ③ 作業箇所と②の支持物に通じる通路の状況
  - ④ 切断のおそれのある箇所の有無とその位置や状態

## 4 作業計画

安衛則第539条の5

- 3の調査を踏まえ、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、次の項目が示された作業計画を作り、関係労働者に周知し、作業計画に従って作業を行う必要があります。
  - ① 作業の方法と順序
  - ② 作業に従事する労働者の人数
  - ③ メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置
  - ④ 使用するメインロープ等の種類と強度
  - ⑤ 使用するメインロープとライフラインの長さ
  - ⑥ 切断のおそれのある箇所と切断防止措置
  - ⑦ メインロープとライフラインを支持物に緊結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止する措置
  - ⑧ 物体の落下による労働者の危険を防止するための措置
  - ⑨ 労働災害が発生した場合の応急の措置